

最終保障提供責務の導入等に伴う
基礎的電気通信役務制度の在り方
二次答申（案）

令和7年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方

令和8年3月16日
情報通信審議会
電気通信事業政策部会

目次

第1章 検討の経緯	1
第2章 電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度	2
第1節 令和7年度以降の算定方法	3
1 現状と検討の背景	3
2 主な意見	4
3 検討の方向性	7
第2節 災害時用公衆電話に係る補填	8
1 現状と検討の背景	8
2 主な意見	10
3 検討の方向性	13
第3節 その他（中長期的に検討が必要な事項）	15
1 主な意見	15
2 検討の方向性	16
第3章 ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度	17
1 現状と検討の背景	17
2 主な意見	18
3 検討の方向性	21
第4章 今後に向けて	23
資料	24

第1章 検討の経緯

令和7(2025)年5月に、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に関して、最終保障提供責務を導入すること等をその内容とする「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第46号)が成立したことを受け、同年7月、総務大臣から、情報通信審議会¹に対し、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について諮問が行われた(令和7年7月4日付け諮問第1242号。以下「令和7(2025)年諮問」という。)

本諮問では、第一号基礎的電気通信役務(電話のユニバーサルサービス)に関しては、「令和7年度以降の電話の交付金の算定方法」と「災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法」について令和8(2026)年3月を目途とした一部答申が希望されていたことから、電気通信事業政策部会²のユニバーサルサービス政策委員会³の下に設置されたユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ⁴(以下「WG」という。)において、令和7(2025)年10月以降、関連事業者からのヒアリングも交え、集中的に検討を行ってきた。

また、本諮問では、第二号基礎的電気通信役務(ブロードバンドのユニバーサルサービス)に関しても、「令和4年改正法⁵の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項」について令和9(2027)年3月を目途とした一部答申が希望されていたことから、本WGにおいて検討に着手した。具体的には、第二種交付金(ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金)の交付及び第二種負担金(ブロードバンドのユニバーサルサービス負担金)の徴収の開始に向け、令和7(2024)年度に初めて第二種交付金の認可申請が行われたことから、その概要について聴取するとともに、第二種交付金の原価算定等を行った第二種適格電気通信事業者から、制度に対する要望等に係るヒアリングを実施した。当該要望の一部については、議論の中で、令和4年改正法の施行後3年の検討を待たずに速やかに実現すべきという意見が寄せられたことから、さらに検討を行った。

本報告書は、これらの検討結果について取りまとめるものであり、今後、総務省において、令和7(2025)年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度を見直していく際の指針となることを期待するものである。

1 会長：遠藤信博 日本電気株式会社 特別顧問

2 部会長：岡田羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授

3 主査：大谷和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

4 主査：関口博正 神奈川大学 経営学部 教授

5 「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和4年法律第70号)。ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度等を創設。

第 2 章 電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度

ユニバーサルサービスは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」電気通信役務と規定されている。

このうち、電話のユニバーサルサービスの対象となる具体的なサービスについては、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 14 条各号において、加入電話、第一種公衆電話、災害時用公衆電話、加入電話相当の光 IP⁶電話及びワイヤレス固定電話が規定されている。

これらのサービスを提供する事業者には、料金や提供条件について定めた契約約款をサービス提供前に総務大臣に届け出る（法第 19 条）とともに、正当な理由がない限り業務区域におけるサービス提供を拒んではならず（法第 25 条）、また、当該サービスを提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない（法第 41 条第 2 項）といった義務が課されている。

また、これらのサービスの一部については、ユニバーサルサービスを提供するための設備との接続等により受益している電気通信事業者から、利用している電気通信番号数に応じて徴収する第一種負担金（電話のユニバーサルサービス負担金）を原資として、第一種適格電気通信事業者⁷に対し、第一種交付金（電話のユニバーサルサービス交付金）を交付することにより、その費用の一部を補填している。

6 Internet Protocol（インターネットプロトコル）。

7 現在は、申請に基づき、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が指定されている。

第 1 節 令和 7 年度以降の算定方法

1 現状と検討の背景

第一種交付金を算定するための原価算定に当たっては、接続料の原価算定と同様、提供する事業者の非効率性を排除するため、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術によりネットワークを構築・運営した場合の費用を算定する LRIC⁸方式を主に採用している。

ここで、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）が提供する加入電話等については、令和 7（2025）年頃に、PSTN⁹における中継交換機や信号交換機といった設備が維持限界を迎えることが見込まれたことから、NTT 東西は、IP 網への移行（PSTN マイグレーション）に係る計画を表明し、段階的に実施してきた。

このような状況の下、令和 7（2025）年答申¹⁰においては、PSTN マイグレーションの進捗状況も踏まえ、令和 6（2024）年度第 4 四半期、すなわち、令和 7（2025）年 1～3 月の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の算定方法について、下記(1)～(3)のとおり提言した。

(1) 第 9 次 IP-LRIC モデルのみに基づく算定

NTT 東西が、計画どおり、令和 7（2025）年 1 月までに PSTN マイグレーションを完了したことから、第 8 次 PSTN-LRIC モデルを用いず、第 9 次 IP-LRIC モデルのみで算定することが適当である¹¹。

(2) 実際の回線種別に基づく算定

令和 6（2024）年音声接続料答申¹²に鑑み、交付金による補填額の算定においても、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づくことが妥当である。

8 Long-Run Incremental Costs（長期増分費用）。

9 Public Switched Telephone Network（公衆交換電話網）。

10 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「令和 6 年度第 4 四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」（令和 7（2025）年 4 月 2 日）。

11 従前は、PSTN マイグレーションの進捗状況に応じ、第 8 次 PSTN-LRIC モデルと第 9 次 IP-LRIC モデルのそれぞれにより算定した値の加重平均値を取るという手法を採用しており、具体的には、令和 4（2022）年度は 91%：9%、令和 5（2023）年度は 66%：34%、令和 6（2024）年度第 1 四半期～第 3 四半期は 23%：77%としていた。

12 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」（令和 6（2024）年 6 月 17 日）。令和 7（2025）年 1 月から令和 10（2028）年 3 月までの接続料の算定方法として、第 9 次 IP-LRIC モデルを適用するに当たり、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当であり、その上で、LRIC モデルにおける光回線への置換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが適当であるとの考え方が示されている。

(3) FRT の台数に係るモデル外補正の継続

第9次 IP-LRIC モデルについては、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっておらず、その出力において、FRT¹³が十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置されてしまうという事象が発生していた。

この点、令和4（2022）年答申¹⁴においては、令和6（2024）年12月までに限定した暫定的な対応として、第9次 IP-LRIC モデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で適用することが妥当との考え方が示されたものの、設備配置ロジックを見直さずに、モデル外補正を廃止するのみでは、十分に効率的とは言えない設備配置に基づき、第一種交付金及び第一種負担金の額が算定されることとなること、また、令和6（2024）年度第4四半期のみ、他の四半期とは異なる算定方法を適用すれば、第一種適格電気通信事業者や基礎的電気通信役務支援機関¹⁵（以下「支援機関」という。）における第一種交付金及び第一種負担金の算定作業に過大な負担を生じさせることを踏まえ、令和6（2024）年度第4四半期に限り、モデル外補正を継続させることが妥当である。

これらの提言は、上記のとおり、令和6（2024）年度第4四半期までの交付金の算定方法についての議論をまとめたものであることから、令和7（2025）年度以降の交付金の算定方法については新たに決定する必要がある。

今般、事務局からは、令和9（2027）年度に導入される最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の詳細を検討していくに当たって、現行の交付金制度も一体的に見直す必要があること、それまでの間に異なる算定方法を適用すれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関に過度な事務負担を生じさせること、さらには、NTT 東西は、メタル回線を巻き取り、代替サービスへ移行させていくという方針を表明しているものの、その具体的な計画は現在検討中であることから、上記(1)～(3)について、当面は現行制度を踏襲するべきではないかという案が示されたため、これをベースとして、検討を行った。

2 主な意見

(1) 全般

- 今回の議論は、新たな交付金制度とそれに伴う見直し後の現行の交付金制度が開始されるまでの、いわば「繋ぎの期間」について反映されるものと理解しているので、リーズナブルに対応していくことが適切ではないか。

13 Feeder Remote Terminal（き線点遠隔収容装置）。

14 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4（2022）年9月20日）。

15 現在は、申請に基づき、一般社団法人電気通信事業者協会が指定されている。

- モデルの精緻化についても意見をいただいているが、規制にあまりコストを掛けない形で進めていけると良いのではないか。

(2) 第9次 IP-LRIC モデルのみに基づく算定

- LRIC 方式を用いること自体の見直しについて議論すべきであるが、直ちに現行方式を見直すことが困難であれば、見直しが行われるまでの間、令和7（2025）年1月に PSTN マイグレーションが完了していること、音声接続料については第9次 IP-LRIC モデルのみに基づき算定されることを踏まえ、交付金についても第9次 IP-LRIC モデルのみに基づく算定を継続することもやむを得ないのではないか。
- 令和7（2025）年1月に NTT 東西の PSTN マイグレーションが完了していること、令和6（2024）年度第4四半期において、すでに第9次 IP-LRIC モデルのみに基づき補填額が算定されていることから、令和7（2025）年度・令和8（2026）年度の交付金の算定においては、第9次 IP-LRIC モデルのみに基づく算定を継続することが適当ではないか。
- 事務局案については理解するが、今回検討の対象としている交付金の算定方法が適用される期間を明確化するとともに、第9次 IP-LRIC モデル自体、令和4（2022）年度の導入から一定の期間が経過していることに鑑み、その前提条件について検証を行い、必要に応じて算定方法を更新することを検討すべきではないか。

(3) 実際の回線種別に基づく算定

- アクセス回線としてはメタル回線が設置されている状況に変わりはなく、音声接続料の算定においては、メタル回線を採用していることとの整合性に鑑み、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき算定することが適当ではないか。
- 継続してアクセス回線にメタル回線が用いられる実態を踏まえれば、令和6（2024）年度第4四半期と同様、実際の回線種別（メタル回線）に基づいたコスト算定を行うことが適当ではないか。
- 第9次 IP-LRIC モデルの加入者回線選択ロジックの適用について検討すべきではないか。
- NTT 東西からメタルの巻取りと代替サービスへの移行に係る計画が公表され、令和17（2035）年度以降のメタル廃止が明確となったこと、令和8（2026）年度以降、一部のエリアで先行的に代替サービスへの移行が開始されることも踏まえ、第9次 IP-LRIC モデルにおいてメタル回線と光回線の経済比較を実施し、低い方を採用すべきではないか。
- 事務局案については理解するが、今回検討の対象としている交付金の算定方法が適用される期間を明確化するとともに、第9次 IP-LRIC モデル自体、令和4（2022）年度の導入から一定の期間が経過していることに鑑み、その前

提条件について検証を行い、必要に応じて算定方法を更新することを検討するべきではないか。【再掲】

(4) FRT の台数に係るモデル外補正の継続

- 最終保障提供責務の導入に伴う制度見直しを見据えると、LRIC モデル見直しに係る過度な負担を抑制する観点から、モデル外補正を継続することもやむを得ないのではないかと。
- 第 9 次 IP-LRIC モデルにおいて、設備配置ロジックの問題点が解消されていないこと、モデル外補正によって、実際のネットワークにより近い設備配置になっていると考えられること、ユニバーサルサービス負担金に係る国民負担を抑制する必要があることから、令和 6（2024）年度第 4 四半期と同様、モデル外補正の対応を継続することが適当ではないかと。
- 新たなモデルの検討にも一定の時間を要することから、令和 7（2025）年度・令和 8（2026）年度においては、モデル外補正を継続することで問題ないのではないかと。
ただし、モデル外補正は一時的な対応と認識しており、新たな交付金制度の開始に向けては、メタル回線から光回線への置換えと合わせて、FRT 設置のモデル化の必要性等についても検討を進めておく必要があるのではないかと。
新たな交付金制度については、最終保障提供責務の導入もあり、論点が多岐に渡る可能性があるため、議論に早期に着手するべきではないかと。
- 事務局案については理解するが、今回検討の対象としている交付金の算定方法が適用される期間を明確化するとともに、第 9 次 IP-LRIC モデル自体、令和 4（2022）年度の導入から一定の期間が経過していることに鑑み、その前提条件について検証を行い、必要に応じて算定方法を更新することを検討するべきではないか。【再掲】

(5) その他

- NTT 東西がメタル回線の巻取りを進めていくに当たり、代替サービスへの移行に係る費用については、利用者負担を無償として、NTT 東西自身において負担する方針を表明しているが、当該費用を交付金による補填の対象とするのかについて検討が必要ではないかと。
- 今後、メタル回線の巻取りに伴う代替サービスへの移行が見込まれる中、LRIC モデルにおいて、代替サービスについてどのように算定するのか、モバイル網固定電話のように他社設備を利用するサービスをどのように扱うのかといった点については、比較的近い将来において検討していく必要があるのではないかと。

3 検討の方向性

いずれの論点についても、現行の交付金制度については、今後、新たな交付金制度が開始されるまでには、新たな交付金制度と一体性・整合性を有し、運用コストにも十二分に配慮された内容に見直していく必要があること、それまでの間に異なる算定方法を適用すれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関に過度な事務負担を生じさせること、NTT 東西によるメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行により、電話のユニバーサルサービスは現在過渡期にあると言える中で、その詳細はまだ明らかではなく、議論の基礎を欠くことは共通している。これらの事項について留意の上、各論点については、下記のとおり考えることが適当である。

(1) 第9次 IP-LRIC モデルのみに基づく算定

NTT 東西による PSTN マイグレーションは令和 7（2025）年 1 月までに完全に完了していることを踏まえ、また、音声接続料の算定と同様の運用にするとする観点から、令和 8（2026）年度・令和 9（2027）年度認可申請分においては、第 9 次 IP-LRIC モデルのみに基づき算定を行うことが適当である。

(2) 実際の回線種別に基づく算定

NTT 東西によるメタル回線の巻取りと光回線への置換えは、令和 17（2035）年度に向けて、今後順次実施されていく予定であり、まだ本格化していないことを踏まえ、また、音声接続料の算定と同様の運用にするとする観点から、令和 8（2026）年度・令和 9（2027）年度認可申請分においては、実際の回線種別に基づき算定を行うことが適当である。

(3) FRT の台数に係るモデル外補正の継続

LRIC 方式については、現在、接続政策委員会¹⁶において、その廃止も選択肢の一つとして議論されており、加えて、LRIC モデルの改修には相応の期間やリソースを要することから、当分の間は、FRT の台数に係るモデル外補正を継続することが適当である。

(4) その他

代替サービスへの移行に係る費用を交付金による補填の対象とするのか、代替サービスについてどのように算定するのかといった点については、NTT 東西の具体的な移行計画等を踏まえて検討を行うことが適当である。

16 主査：相田仁 東京大学 特命教授

第 2 節 災害時用公衆電話に係る補填

1 現状と検討の背景

災害時用公衆電話とは、従前、「特設公衆電話」とも呼称されていたもので、NTT 東西により、災害時の避難所等における通話ニーズに対応するために整備・設置される公衆電話であり、大別して、事前設置型と事後設置型に分けられる。

令和 3（2021）年答申¹⁷において、災害時用公衆電話は、災害時において、社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保するという第一種公衆電話の役割を実質的に代替しており、また、利用者からも公衆電話の一種として広く認知されていることが示されたことを踏まえ、令和 4（2022）年には、避難所等¹⁸に事前に整備されるものについては、ユニバーサルサービスの対象として位置付けられた¹⁹。

このユニバーサルサービスの対象として位置付けられた事前設置型の災害時用公衆電話（以下単に「災害時用公衆電話」という。）は、NTT 東西が、自治体からの要請に応じ、小中学校や公民館といった避難所等に、実際に電話サービスを利用するために必要な回線設備を事前に整備し、施設管理者が端末を別途保管するものであり、平時には端末が接続されていないため利用できないが、災害時には、端末を接続することにより通話が可能となる。災害時用公衆電話は、NTT 東西の負担の下、基本料及び通話料が無料で提供され²⁰、また、常設の公衆電話と同様、通信規制の対象外として優先接続機能が具備されているとともに、局給電により停電時においても通話することが可能となっている。現在、災害時用公衆電話は、全国において、約 94%の自治体に、約 8.8 万台（回線）が整備されており²¹、避難所等の数を十分に賄うことができる水準で整備が進んでいると言える。

この災害時用公衆電話については、現在、交付金による補填の対象とはされて

17 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和 3（2021）年 7 月 7 日）。

18 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項の規定により指定された指定避難所その他の同法第 33 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設。

19 コンビニエンスストアをはじめとする帰宅支援ステーションは、帰宅困難者の滞在を目的とする施設ではないこと、また、対象となり得る施設数が多く、その増加についても見込みを立てることが困難であり、提供事業者たる NTT 東西の義務の範囲が著しく広範になる可能性が高いことを踏まえ、これらの施設に事前に設置される特設公衆電話はユニバーサルサービスの対象外とされている。

また、災害発生後に自治体からの要請を受けて臨時に設置する事後設置型については、災害の態様等によって臨機応変に提供方法を検討する必要があることを踏まえると、契約約款の事前届出義務や提供義務を課すことは、かえってサービスの確保を困難とする可能性があることを踏まえ、ユニバーサルサービスの対象外とされている。

20 したがって、NTT 東西にとって、必然的に赤字となるサービスである。

21 令和 6（2024）年度末時点で、1,629 自治体に整備されている。

いないが、令和4（2022）年答申においては、第一種公衆電話²²の撤去が進んでいくことが予測されたことから、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の推移も考慮しつつ、補填を開始する時期や補填額の算定方法について方向性が示されている。具体的には、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が基準額²³を下回ったときに補填を開始するべきではないかということのほか、その対象はアクセス回線部分のみとすること、また、第一種公衆電話と災害時用公衆電話を合わせた公衆電話全体に係る補填額の総額として、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであること等が示された。

こうした背景を踏まえ、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を見てみると、令和5（2023）年度認可分においては39.9億円と基準額（37.2億円）を上回っていたものの、令和6（2024）年度認可分においては35.4億円、令和7（2025）年度認可（申請）分においては37.0億円と基準額（37.2億円）を下回る状況が続いていたことから、今般、下記(1)～(5)の事務局案をベースとして、災害時用公衆電話の補填の開始の可否や補填を行う場合の補填額の算定方法について検討を行った。

- (1) 令和4（2022）年答申を踏まえ、「費用効率化効果額²⁴>第一種公衆電話の撤去費に係る補填額」という状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、令和8（2026）年度認可申請分から補填を開始するべきではないか。
- (2) なお、その際、受益（交付金）と負担（負担金）の観点から、過年度分（令和6（2024）年度・令和7（2025）年度認可申請分）については、補填を行わないとすることが適当ではないか。
- (3) また、公衆電話に係る負担金の負担軽減という観点から、令和4（2022）年答申を踏まえ、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が基準額（37.2億円）を上回らない限度とすることが適当ではないか。
- (4) 災害時用公衆電話に係る補填額の算定に当たっては、これが第一種公衆電話に比べて公共性や社会的必要性が高いサービスであること、必然的に赤字に

22 社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保するために、施行規則により、電話のユニバーサルサービスとして設置することが求められる常設の公衆電話。令和4（2022）年の施行規則の改正により設置基準が緩和され、メッシュ数はそれまでの約3分の1、設置台数の下限は約2.7万台とされた。これを踏まえ、NTT東西は、令和4（2022）年6月30日に、「第一種公衆電話の削減における実施内容等について」を公表し、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度に掛けて、順次、第一種公衆電話を撤去し、最終的な設置台数を、下限に1割の余剰を加えた3.0万台とすることとしている。なお、この間においては、第一種公衆電話の維持費に加えて、その撤去費も、交付金による補填の対象とされている。

23 第一種公衆電話の撤去を開始する前、すなわち、令和4（2022）年度認可分における第一種公衆電話の維持費に係る補填額を指す（実績額：37.2億円）。

24 令和4（2022）年答申において用いられた概念で、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が、基準額（37.2億円）を下回った場合における、第一種公衆電話の維持費に係る補填額と基準額（37.2億円）との差額を指す。

なるサービスであること、さらに NTT 東西以外に提供者はいないこと等を踏まえ、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないか。

- (5) 補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用²⁵については、ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、調整を行うことが適当ではないか。

2 主な意見

(1) 補填の開始の可否及び過年度認可分の取扱い

- 第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額について、これまでの実績を踏まえて撤去台数を予測し、直近の労務単価の増加や撤去に係る追加工程が必要な案件の増加等、現時点で考えられるコスト増加の要因を織り込んだ上で試算してみると、令和 8（2026）年度以降の認可申請分においても、継続的に基準額（37.2 億円）を下回る傾向は継続する見込みであることから、令和 8（2026）年度認可申請分から補填を開始するべきはないか。

災害時用公衆電話は、令和 3（2021）年答申において、災害時を中心に、第一種公衆電話が果たしている社会的役割を代替するものとしてユニバーサルサービスに位置付けられたこと、また、第一種公衆電話は、収入費用方式により、実際の赤字額の全額が補填されてきたことを踏まえれば、災害時用公衆電話の提供に係るコストについては、過年度分も含む実際に要した費用全額が補填されるべきではないか。

- 国民負担を抑制する観点から補填の開始時期が検討されたという経緯や NTT 東西による第一種公衆電話の撤去状況、費用効率化効果額がその撤去費に係る補填額を継続的に上回っている状況を踏まえれば、令和 8（2026）年度認可申請分から補填を行うことが適当ではないか。

また、令和 4（2022）年答申においても、過年度分の補填の是非は検討されていないこと、過年度分の補填が国民負担の増加につながる可能性があることを踏まえれば、過年度分への補填は行わないことが適当ではないか。

- 費用効率化効果額が、第一種公衆電話の撤去費に係る補填額を上回るのが、令和 4（2022）年答申で想定したよりも早まった要因等について、詳細を分析し、今後の検討に活かすべきではないか。
- 事務局案については理解するが、ユニバーサルサービス交付金は、負担金の負担対象事業者やその契約者の負担により成り立っていることから、これを抑制するためにも、補填額は、真に必要な箇所や期間等に限定した上で、適正に算定すべきであり、その算定の方法が明確に整理されてから補填を開始することが適当ではないか。

25 災害時用公衆電話のアクセス回線に係る費用については、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 3 条ただし書きによる総務大臣の許可を受け、公衆電話機能の接続料原価に算入されている。

また、過年度分の補填については、真に必要な費用等を客観的に判定することが困難であることから、補填を行わないとすることが適当ではないか。

- 過年度分について補填を行わないのはリーズナブルで適切ではないか。
- 過年度分について補填を行わないという事務局案は現実的な内容であり、このとおりで良いのではないか。

(2) 補填額の具体的な算定方法

- 災害時用公衆電話は、令和3(2021)年答申において、災害時を中心に、第一種公衆電話が果たしている社会的役割を代替するものとしてユニバーサルサービスに位置付けられたこと、また、第一種公衆電話は、収入費用方式により、実際の赤字額の全額が補填されてきたことを踏まえれば、災害時用公衆電話の提供に係るコストについては、過年度分も含む実際に要した費用全額が補填されるべきではないか。【再掲】
- 災害時用公衆電話に係る補填は国民負担が増えない範囲で行うという令和4(2022)年答申における方向性に賛同する観点から、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が、基準額(37.2億円)を上回らない限度とすることが適当ではないか。
また、災害時公衆電話の公共性や提供実態を踏まえれば、実際に要した費用をベースに補填額を算定することが適当ではないか。
- 令和4(2022)年答申に示されたとおり、費用効率化効果額の算定の基礎となる額については、令和4(2022)年度認可分とし、国民負担抑制の観点から、費用効率化効果額を上限とした実費ベースの算定を行い、補填対象はアクセス回線部分のみとすることが適当ではないか。
- 利用者負担を抑制する観点から、基準額(37.2億円)を上回らない限度とすること、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないか。
- 事務局案については理解するが、上限値を固定的に運用するのではなく、第一種公衆電話の維持費・撤去費等の実績や需要動向等を踏まえ、補填額の抑制の観点から、上限値を適正な水準に適宜見直していくことが重要ではないか。
また、災害時用公衆電話に係る補填額については、真に必要な箇所や真に必要な期間等に限定して算定すべきではないか。
加えて、NTT東西の効率性や災害時用公衆電話の配置・稼働実績等を踏まえた必要性の評価を行うため、透明性・実効性のある事後検証を適切に実施し、その結果を算定方法に反映させることが重要ではないか。
- 災害時用公衆電話に、設備構成等の効率性を求める議論はなじまないのではないか。
- 設備構成等の効率性を求めることを理由に運用コストを増やすべきではないのではないか。
- 撤去費等は漸減していく見通しということなので、途中で大きく増えない

限りは、事務コストの観点から、特にモデルを使うことなく実費により算定することとして良いのではないか。

- 第一種公衆電話の補填額との関係のみを考えるのではなく、今後、加入電話に係る補填額が減少していくのであれば、その減少分を災害時用公衆電話への補填に振り向けるなど、将来的に電話全体で考えていくことも一案ではないか。

(3) 周知・広報

- 災害時用公衆電話については、思っていたより利用率が低かった覚えがある。補填自体について反対ではないが、災害発生時に、きちんと端末まで接続され、実際に利用できる状態となっていることが重要であり、自治体も含めて、平時から訓練をしておくことが必要ではないか。
- 電話は公共財のような位置付けになっているところ、あった方が良くということと実際に利用するかどうかには隔たりがあると思う。NTT 東西においては、利用促進のための周知・広報について検討していくべきではないか。
- 交付金による補填対象となるからには、より利用されることが望ましく、この点、設置した場所の目印等を統一していくことが必要ではないか。また、ユニバーサルサービスの対象外にはなるが、コンビニエンスストア事業者の協力の下、コンビニエンスストアでも災害時用公衆電話に近いものを運用していただいております。そうしたものも含めた全体像が伝わるように、広報に努めるべきではないか。
その費用について、ユニバーサルサービスに該当する部分だけにはなるが、交付金による補填の対象とすることで良いのではないか。
- NTT 東西のみならず、関係者が皆で協力して、周知・広報に取り組んでいくことが重要ではないか。

(4) 接続料との調整

- NTT 東西の設備管理部門が通信量に応じて接続料として負担している設備コストを基に、設備利用部門がユニバーサルサービスを提供しており、交付金はその提供コストに係る赤字額を補填するものであるため、他事業者からのコストの二重回収等の影響は生じないのではないか。
- NTT 東西が過剰に補填を受けることは適切ではないものの、補填額が十分でない場合には、接続料によるコスト回収も活用しながら調整を行うことが適当ではないか。
- 接続料の原価に転嫁されている災害時用公衆電話の費用については、複雑な制度運用となること、NTT 東西の二重回収となることを防ぐため、交付金による補填分を原価から除外すべきではないか。
- 交付金と接続料のそれぞれが対象とする費用の項目を明確化し、項目の重

複が生じないように整理することが必要ではないか。

- 接続料と交付金の間においては、そもそも二重回収は生じないのではないか。

3 検討の方向性

(1) 補填の開始の可否及び過年度認可分の取扱い

NTT 東西によれば、今後、しばらくの間、第一種公衆電話の撤去が続いていくことに伴い、その維持費・撤去費に係る補填額は逡減傾向が続き、その結果、基準額（37.2 億円）を継続的に下回るという見通しが示されているところ、この見通しは、現時点でのコスト増加要因を織り込んだものであり、一定の合理性を有すると評することができる。

また、災害時用公衆電話は、災害時に避難所等における通信手段を確保する観点から、自治体からの要請に応じ、NTT 東西が設置するものであり、NTT 東西のみで設置する数や箇所を決定できるものではないという性質を有していることから、NTT 東西のみに対して、災害時用公衆電話に係る効率性を追求することを求めることは現実的ではない。

以上を踏まえ、令和 8（2026）年度以降に認可申請を行う交付金により、災害時用公衆電話のアクセス回線の維持費について、補填を開始することが適当である。

他方、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は、本来的には、交付金による全額補填を原則として考えていくべきではあるものの、仮に、過年度分について補填を行うこととする場合、負担金の徴収との時差が生じ、受益と負担の関係性が明確とは言えず、また、事務を過度に複雑化させることから、これらについては補填を行わないことが適当である。

(2) 補填額の具体的な算定方法

補填額の算定を行うに当たっては、災害時用公衆電話は、災害時に避難所等における通信手段を確保することを目的とした公共性が高いサービスであること、通話料が無料で提供される結果、必然的に赤字になるサービスであり、NTT 東西において可能な限り効率的に提供するインセンティブが働くと考えられることを踏まえ、実際に要した費用をベースとすることが適当である。

ただし、交付金の原資となる負担金が、携帯電話等の最終利用者に転嫁されているという実態に鑑み、国民負担を抑制する観点から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が基準額（37.2 億円）を下回る場合には、その差額を上限として、災害時用公衆電話について補填を行うことが適当である。

(3) 周知・広報

災害時用公衆電話に係る周知・広報について、NTT 東西は、これまで、未整備の自治体に対しては、パンフレット配布による案内を行ってきたほか、整備済み自治体に対しては、取扱いマニュアルの提供や防災訓練等における概要・利用方法の説明、また、災害発生時には端末接続による設置支援を行ってきた。また、利用者に対しては、NTT 東西のウェブサイトにおける整備箇所一覧の掲載、防災訓練等への参加者への概要・利用方法の説明のほか、実際に端末を接続した場合には幟や貼り紙による案内を行ってきた。

他方で、近年発生した災害について振り返ると、避難所等において携帯電話が引き続き利用できる場合が多かったということもあってか、必ずしも災害の度に災害時用公衆電話が頻繁に利用されていたわけではないことが判明した²⁶。

こうした現状を踏まえ、NTT 東西においては、災害時用公衆電話の更なる活用に向けて、平時／災害時、災害時用公衆電話が整備されている施設の管理者（例：自治体職員）／主な利用主体として想定される地域住民といった、災害時用公衆電話の具体的な利用場面や主体に着目した上で、より一層効果的な周知・広報のための方策を検討・実施していくことが適当である。その際、例えば、災害時用公衆電話／特設公衆電話という名称のほか、実際に端末が接続された場合の幟や貼り紙を統一することや、災害時における災害時用公衆電話の利用について自治体等の関係機関とも連携しながら地域住民向けへの周知を強化することなどが考えられる。

また、電話のユニバーサルサービスの周知・広報に係る費用については、制度一般に関するものであれば、現行制度においても補填対象とされていることを踏まえ、その趣旨の範囲において、災害時用公衆電話の周知・広報に係る費用についても、交付金による補填の対象とすることが適当である。

(4) 接続料との調整

災害時用公衆電話のアクセス回線に係る費用のうち、他事業者の接続料によりコスト回収を行っているのは他事業者利用分であり、交付金により補填する対象が NTT 東西利用分に係る赤字であれば、接続料との間においてはコストの二重回収は生じないため、調整は不要であると整理することが適当である。

26 ただし、この点については、各自治体・施設において、実際に端末が接続され、通話可能な状態となっていたのかまでは明らかではないことに留意が必要である。

第3節 その他（中長期的に検討が必要な事項）

1 主な意見

本WGにおいては、令和7年度以降の算定方法（第1節）、災害時用公衆電話に係る補填（第2節）を論点として設定の上、検討を行ってきたところ、これ以外の主な論点として、下記(1)～(3)についても意見が表明された。

(1) 現行の交付金制度の抜本的な見直し

- メタル回線を用いた加入電話のサービス終了を控える中、最新の設備による最も効率的な提供を前提とするLRIC方式は成り立たないこと、光回線やモバイル回線といった代替サービスは競争環境下で整備され、非効率性は排除されていること、加入電話の赤字が引き続き拡大すると見込まれることを踏まえ、現行のLRICモデルを用いた原価算定、ベンチマーク方式による補填額算定を廃止し、実際に生じている赤字を直接補填する制度に見直すべきではないか。

(2) 新技術の活用

- 最終保障提供責務の履行に当たり多大なコストを要するエリアにおいては、衛星通信をはじめとするNTN²⁷等の新技術を導入することについて検討を行うべきではないか。

(3) 加入電話に係るベンチマークにおける2σの撤廃

- 加入電話のベンチマークの2σについては、元々、国民負担を抑制し、番号単価を7円以下にするため、「当分の間」の措置として設けられたものであり、番号単価が2円程度となっている現状においては撤廃するべきはないか。
- 2σについては、現在、番号単価が2円程度と低廉なので、短期的に見直しても良いのではないか。
- 2σについては、「当分の間」の措置なのだから、NTT東西の主張にも合理性がある。今後は、番号単価の上限額を決めた上で、算定式を変更するのではなく、モバイルやNTNなどの新たな技術を取り入れることにより対応していくべきではないか。
- NTT東西の主張にも一定の合理性がある一方、電話というレガシーをどこまで厚く保護する必要があるのかについては別途慎重な検討が必要ではないか。

27 Non-Terrestrial Network（非地上系ネットワーク）。

2 検討の方向性

これらの点は、電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった制度全般に大きな影響を与え得る論点であるため、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一体的に検討を行うこと、また、LRIC についての接続政策委員会における議論も踏まえて検討を行うことが適当である。

第3章 ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度

1 現状と検討の背景

第二号基礎的電気通信役務、第二種交付金及び第二種負担金に関する制度は、令和4年改正法により創設された制度であり、令和5（2023）年6月16日に施行され、その後、令和8（2026）年度に初めての第二種交付金を交付すべく、制度の運用と更なる制度整備が続けられてきた。

令和6（2024）年8月には初めて支援区域が指定され、これに基づき、令和7（2025）年3月には、NTT東西及び株式会社ZTV（以下「ZTV」という。）が初めて第二種適格電気通信事業者として指定された。同年4月には、これら3者が第二種交付金の原価を算定するための省令²⁸が交付・施行され、同年8月には、この省令に基づき、これら3者による初めての原価算定が行われた。この原価算定を踏まえ、支援機関において令和8（2026）年度の第二種交付金の額、第二種負担金の額が算定され、総務大臣に対する令和7（2025）年10月の申請を経て、同年12月にはこれが認可されている²⁹。

このように、令和8（2026）年度における初の第二種交付金の交付に向け、これまでに整備された現行制度の下での運用が進む一方で、令和4年改正法の附則第6条には、「法施行（令和5（2023）年6月16日）後、3年を経過した場合（令和8（2026）年6月16日）において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずる」、いわゆる「3年後検討」の規定があるため、現行制度の運用と並行して、現行制度の施行状況について検討を加えていくことが必要とされている。

この「3年後検討」については、令和7（2025）年諮問において、令和9（2027）年3月を目途とした一部答申が希望されていることから、これに向けた現行制度の施行状況についての検討として、まずは、3者の第二種適格電気通信事業者から、初めて第二種交付金の原価算定を行った経験に基づく制度に対する要望・提案を聞き取った。

ヒアリングの結果の概要は(1)のとおり³⁰であり、これに対する構成員の主な意見は(2)、また、構成員の意見を踏まえたオブザーバの意見は(3)のとおりであった。

28 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）

29 令和8（2026）年度の第二種交付金額は約1.5億円。第二種負担金の回線単価は年額で2円／回線。

30 各者の実際の要望・提案は、第3回WGの資料4及び資料5を参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/usf_seisaku/02kiban07_04000093.html

2 主な意見

(1) 第二種適格電気通信事業者からの要望・提案

【NTT 東西からの要望・提案】

- ①-1 新たに光ファイバを整備して提供する基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに整備をした区域をすべて未整備の特別支援区域として指定し、当該赤字部分について第二種交付金の対象とすべき。
- ①-2 法施行日以前に譲受した公設設備、法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべき。
- ①-3 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべき。
- ② 第二種適格電気通信事業者となる者が増加するような仕組みを導入すべき。
- ③-1 毎年 11 月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年 8 月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度 4 月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
- ③-2 新規整備・民設移行を行った地域では、その後の状況変化によらず継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
- ④ 特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。
- ⑤ 現状はサービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約 2 年間を必要とするが、より早期に交付金の交付を開始すべき。
- ⑥-1 これまで明示的に議論をしていない既存の海底ケーブルの維持費についても交付金の対象であることを確認したい。
- ⑥-2 海底ケーブルが必須な離島等の町字はすべて特別支援区域とし、これらの町字で生ずる赤字についても第二種交付金の対象とすべき。
- ⑦ 交付金や補助金の対象外となる自治体費用も補助金等により支援すべき。

【ZTV からの要望・提案】

- ① 通常の業務において顧客管理に用いている住所情報と、第二種適格事業者としての業務で用いなければならない国勢調査の町字 KEYCODE とを紐付けたツール等を準備すべき。
- ② 特に前事業年度の収支が黒字である場合（一般支援区域についての交付金が交付されない場合）は、適格事業者が毎年行わなければならない基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じて、4 月 1 日～3 月 31 日以外の期間の会計年度による提出も許容すべき。
- ③-1 毎年 11 月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年 8 月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度 4 月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
- ③-2 その後も継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
- ④ 担当支援区域における自然災害からの復旧費用も交付金の対象とすべき。

(2) 第二種適格電気通信事業者からの要望・提案に対する構成員の主な意見

- 第二種適格電気通信事業者の指定は3者、第二種交付金の交付は2者のみであったので、今後の「3年後検討」においては、指定を受けた者の要望・提案を参考に、もう少し使い勝手の良い制度に改める観点も含めて、議論・検討を行うべき。
- 今後の「3年後検討」においては、本制度と、令和7（2025）年度の電気通信事業法改正により創設された最終保障提供責務の求めに応じた場合の交付金の在り方との整合性を考慮に入れて、議論・検討を行うべき。
- 住所情報と国勢調査の町字 KEYCODE との関係について、必要に応じて現在の国政調査における町字 KEYCODE の決定方法や構造等を確認した上で、適宜、今後の「3年後検討」において参照すべき。
- 特に西日本地域において、適格事業者の担当支援区域となっていない支援区域が目立つが、今後の「3年後検討」に当たっては、可能であれば、適格事業者の指定の申請をしていない者にその理由を尋ね、課題があれば把握した上で、検討を進めていくべき。
- これらの要望・提案が、基本的には来年度以降に行われる「3年後検討」の際の論点となることは理解するが、NTT 東西④、ZTV①、②については交付金の額に直接の影響があるとは思えないため、「3年後検討」を待たずに、交付金の額に直接の影響のない範囲で、速やかに、要望・提案を実現する方向で検討を進めるべき。
- NTT 東西及び ZTV の③-1、③-2 は、支援区域の指定が解除された場合の交付金の交付の継続という同様のご要望。双方とも経営の予見性の確保といった観点から議論を深めるべき論点。特に③-1 は、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、「3年後検討」を待たずに、なるべく早く、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めるべき。
- NTT 東西及び ZTV の③-2 について、電気通信事業はインフラ事業であり、事業を開始した区域から簡単に退出できるわけではないことを考慮に入れて、今後の「3年後検討」において検討すべき。
- 最終保障提供責務に係る交付金制度との整合性を考慮しつつも、既存の制度は既存の制度として、条件不利地域におけるサービスの安定的な提供の確保、未整備地域の解消促進、公設設備から民設設備への転換促進といった目的の充足を一義として考え、今後の「3年後検討」においても、できるだけ早めに結論を得られるよう検討を進めていくべき。
- 本審議会の所掌ではないのかもしれないが、総務省においては、自治体に対するブロードバンド基盤を整備することの重要性とともに、各種補助金などブロードバンド基盤の整備に資する仕組みがあるのであれば、その仕組みについて、長期的な視点で、機会を捉え、周知等をしていくべき。

(3) 構成員から「3年後検討」を待たずに速やかに実現すべく検討を進めるべきとの意見のあった要望・提案※に対する、オブザーバからの意見

※ NTT東西④、ZTV①、ZTV②、NTT東西・ZTV③-1

■ 提示された論点について、3年後見直しを待たずに検討すること、並びに検討の方向性について賛同する。

■ 提示された4点の検討事項について、特段の異論はない。

■ NTT東西④、ZTV①について、制度の有効活用に資すると考えられることから、異論はない。

ZTV②について、適格事業者の第二号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字であり、交付金算定の対象外となる場合に限り、4月1日～3月31日以外の期間の会計年度の使用を許容することについて、第二種適格電気通信事業者の運用負荷軽減の観点から、異論はない。ただし、電気通信事業法その他関連の規定に幅広く「年度」の定義があるため、この変更により他への影響が生じないことを確認することが必要と考える。

NTT東西・ZTV③-1について、今回は、支援区域の新たな指定・解除において、原価算定及び交付金交付の基礎とする支援区域を整合させるための見直しをすることについて、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮すれば、一定の合理性があると考えるため、異論はない。

■ NTT東西④について、今後、多くのケーブルテレビ事業者が第二種適格電気通信事業者として申請を行うか否かの判断を行う際にも有益な情報かと思うので、是非とも、すぐにでも、検討を開始いただきたい。

ZTV①について、この制度に参入したいという事業者の手間・コスト低減のためには必要なツールと考える。既に事業者が混乱している事態にも陥っているため、是非とも、早急な検討を開始いただきたい。

ZTV②について、ケーブルテレビ事業者の中には4月1日～3月31日を事業会計年度としていない会社も多いという実態も確認できているので、数多くの事業者が申請を行うことができる（申請障壁を減らす）ためにも、この改善には早急に取り組んでいただきたい。

NTT東西・ZTV③-1について、本来交付されるはずだったものが交付されなくなるのは、事業者観点で言えば、事業インパクトはゼロではない。指定と交付の空白期間短縮も含め、検討をお願いしたい。

■ ZTV①について、ツールの準備・維持に要する費用については、利用者に追加負担が生じることのないよう、第二種交付金の原資となる第二種負担金からは充当しないことを、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則に明記すべき。

3 検討の方向性

今般、第二種適格電気通信事業者 3 者から聞き取った本制度に対する要望・提案は、実際に制度の運用に携わった者からの経験に基づく指摘であり、今後の検討に向け示唆に富むものであった。

総務省においては、今般の第二種適格電気通信事業者からのヒアリングと同様に、今後、第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者や、支援機関、第二種適格電気通信事業者の指定申請を検討する者といった本制度の運用に携わる者、関わる者から、適時、本制度に対する要望・提案を聞き取り、これらの全てを俎上に載せ、本章冒頭で述べた、令和 4 年改正法附則の規定に基づく「3 年後検討」を行っていくことが適当である。

その際には、NTT 東西①-2、①-3 のように交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響を及ぼす要望・提案や、NTT 東西①-1、⑥-2 のように支援区域の指定要件に直接の影響を及ぼす要望・提案など、本制度の根幹に触れる議論であっても、これを忌避することなく、多様な立場・観点からの意見を求め、条件不利地域におけるサービスの安定的な提供の確保、未整備地域の解消促進、公設設備から民設設備への転換促進といった本制度の目的の充足を第一義として検討を進めることが適当である。

その上で、本制度については、これまで累次の答申³¹において提言してきたように、特に制度の運用を開始した当初においては、施行の状況を確認しながら、柔軟に、適時適切な見直しを行っていくことが重要であることを考えれば、第二種適格電気通信事業者からの要望・提案のうち、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない下記の 4 点については、必ずしも今後の「3 年後検討」を待つ必要はなく、速やかに、下記のとおり検討を進めることが適当である。

- ・ NTT 東西④については、第二種適格電気通信事業者が指定を受ける上で有用な情報となることから、実現する方向で、速やかに検討を進めること。
- ・ ZTV①については、第二種適格電気通信事業者にとっても有用であり、第二種適格電気通信事業者として指定を受けるインセンティブにもなり得ることから、総務省において実現する方向で、速やかに検討を進めること。
- ・ ZTV②については、第二種適格電気通信事業者の裾野を広げる観点からも有効であるため、まずは、現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における「年度」、「事業年度」といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で、速やかに検討を進めること。
- ・ NTT 東西・ZTV⑤-1 については、第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮

31 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」（令和 5（2023）年 2 月 7 日）及び「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」（令和 6（2024）年 3 月 28 日）。

し、同じタイミングで支援区域の指定・解除を行った区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく、速やかに検討を進めること。

総務省においては、今後の「3年後検討」を行うに当たっては、最終保障提供責務に係る交付金の在り方との整合性を確保しつつ、第二種適格電気通信事業者にとっても、高速度データ伝送役務提供事業者にとっても使い勝手の良い、皆で支えるユニバーサルサービス制度とすべきことを念頭に検討を進めることが望ましい。

第4章 今後に向けて

本WGにおいては、令和7年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方について、集中的に検討を行い、今般、一定の結論を得ることができた。今後、総務省においては、これらの結論を基に、速やかに必要となる省令の改正等の所要の措置を講ずることを期待したい。

電話のユニバーサルサービスについては、今後、NTT東西において、メタル回線の巻取りと代替サービスへの移行が進められること等に伴い、そのような中長期的なサービスの有り様の変化も視野に入れた上で、交付金制度を見直していくことが必要である。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、来年度から交付金の交付が開始され、本格的に制度が稼働していくこととなるが、施行の状況を確認しながら、柔軟に、適時適切な見直しを行っていくことが必要である。

現在、ユニバーサルサービス政策委員会においては、最終保障提供責務の導入に伴う新たな制度の大きな方向性について議論を行ってきており、今後、新たな交付金制度の詳細についても、本WGにおいて検討していくことが必要となる。その際には、今般の議論の中では、今後、中長期的に検討していくべき事項と整理されたものについても、必要に応じて議論の俎上に載せ、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方とが整合的なものとなるよう検討していくことが必要である。また、技術的な動向、ユニバーサルサービスの安定的・効率的な提供の確保、事業者や行政における運用コストの軽減といった点を勘案しながら、各種取組がサステナブルなものとなるよう検討を進め、これにより、条件不利地域も含めた全国において、すべての利用者の生活に不可欠なユニバーサルサービスが、今後も安定的に提供されることを確保することとしたい。

資料

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会
構成員 名簿

(令和7年2月5日現在 敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
1	主査 専門委員 <small>おおたに かずこ</small> 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
2	主査代理 専門委員 <small>たかはし まさる</small> 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
3	委員 <small>おかだ ようすけ</small> 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
4	" <small>ふじい たけお</small> 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
5	専門委員 <small>かすが のりひろ</small> 春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
6	" <small>かまた ひろみ</small> 鎌田 裕美	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
7	" <small>すなだ かおる</small> 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
8	" <small>ながた みき</small> 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等
に関するワーキンググループ
構成員 名簿

(令和7年7月18日現在 敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
1	主査 せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川県 経営学部 教授
2	主査代理 あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 特命教授
3	構成員 おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
4	" かすが のりひろ 春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
5	" すなだ かおる 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
6	" たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
7	" ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
8	" ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
9	" みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授

諮問第 1242 号
令和 7 年 7 月 4 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

諮問第 1242 号

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

1 諮問理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 62 号）により創設された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、平成 19 年 1 月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方を見直している。

本年 2 月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた。

これを踏まえ、最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金（以下「交付金」という。）制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入等を盛り込んだ電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）が、本年 5 月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。

このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、電話のユニバーサルサービスについては、令和 7 年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法について検討を加える必要がある。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 6 条の規定等に基づき施行後 3 年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項について検討を加える必要がある。

こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項

- (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
 - (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
 - (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
 - (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方
2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
 - (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法
 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項
 - (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
 4. その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

- 令和8年1月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和8年3月目途 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るものについて一部答申を希望
- 令和8年9月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和9年3月目途 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するものについて一部答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

電気通信事業政策部会、ユニバーサルサービス政策委員会及び
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等
に関するワーキンググループ
開催状況

会議	回次	日付	主な検討事項
電気通信事業 政策部会	第 82 回	令和 7 年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について（諮問）【令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第 1242 号】
ユニバーサルサービス 政策委員会	第 41 回	7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について ● 「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」の設置について
ユニバーサルサービス 制度における 交付金・負担金の 算定等に関する ワーキンググループ	第 1 回	10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 本 WG における検討の進め方 ● 令和 7 年度以降の電話のユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方
	第 2 回	10 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者ヒアリング (NTT 東日本 (株) 及び NTT 西日本 (株)、 (株) NTT ドコモ、KDDI (株)、 ソフトバンク (株)、楽天モバイル (株))
	第 3 回	11 月 25 日	<p>【電話関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでの議論を踏まえた整理の方向性 <p>【ブロードバンド関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者ヒアリング (NTT 東日本 (株) 及び NTT 西日本 (株)、 (株) ZTV)
	第 4 回	12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 7 年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方 報告書 (案)
ユニバーサルサービス 政策委員会	第 47 回	令和 8 年 1 月 13 日 ～16 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次報告書 (案)

電気通信事業政策部会	第 87 回	1 月 23 日	● 最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次報告書
ユニバーサルサービス 政策委員会 ユニバーサルサービス 制度における 交付金・負担金の 算定等に関する ワーキンググループ 合同会合	第 49 回 第 6 回	3 月 5 日 ～10 日	● 最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申（案）に対する意見募集の結果概要
電気通信事業政策部会	第 89 回	3 月 16 日	● 最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申